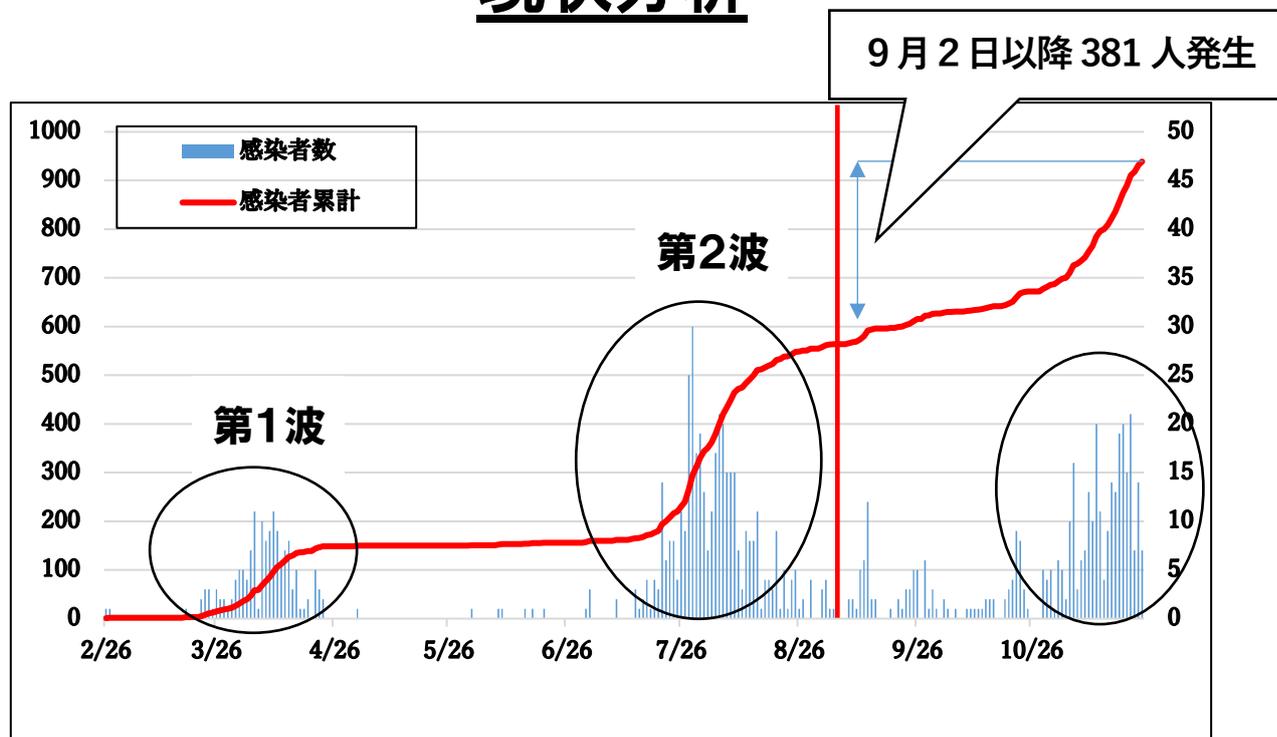


新型コロナ感染「第3波拡大阻止」 のための緊急対策

令和2年11月25日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

現状分析



これまで、

- 9月以降、11のクラスターが発生、関連の陽性患者は173人
- クラスター発生は主に「大人数の飲食」、「接待を伴う飲食」、「家族・職場」、「外国人県民」で発生
- 県独自の指標は4つ超過（「新規感染者数」「PCR検査陽性率」「感染経路不明者数」「入院患者数」。）

全国では、

- 国の分科会では大都市部（東京、大阪、名古屋、札幌）を中心に全国で感染が急拡大と評価
- 21の都道府県が1日当たり最大感染者数を更新(10/25以降)
- 政府もGoToキャンペーンの制限検討

さらに今後、年末年始にかけ、様々な感染リスク

(帰省、忘年会、初詣、新年会、親戚同士の飲食、成人式の2次会)

I 医療福祉対策

～「岐阜モデル」の強化～

1. 早期の発見—検査体制の強化

- 幅広い検査体制による陽性患者の確認。

PCR検査 現在最大 982 件/日

抗原定量検査 現在最大 80 件/日

抗原定性検査 現在最大 9,640 件/日

計 10,702 件/日

(※地域のかかりつけ医等で抗原定性検査で陽性判明した事例 95 件)

- 水際対策の強化として入国者の情報提供の仕組み構築を国に要請。

2. 感染封じ込め—徹底した検査実施

- 福祉施設で陽性患者が発生した際、濃厚接触に関わらず、職員、入所者の全員検査を徹底。
- 学校についても、濃厚接触に関わらず、徹底検査。
- 店舗等で発生し、感染の拡がり懸念される場合、従業員、利用者、出入り業者の検査や、必要に応じた店名公表により早期封じ込め。

3. 早期の隔離—自宅待機者ゼロの堅持

- 感染判明者は医療機関への入院、宿泊療養施設へ入所を徹底。

病床：最大 625 床確保

宿泊療養施設：466 床確保

計 1,091 床

(※利用率：病床 19.7%、宿泊療養施設 2.1%、全体で 12.2%：11/24 時点)

- 軽症者の宿泊療養施設入所をより一層推進

4. 必要物資（ワクチン・个人防护具）の確保

- 季節性インフルエンザワクチンは県内供給本数目安 102 万人分。市町村、医療機関と連携し、県内の供給状況をきめ細かくフォロー。
- 个人防护具（医療用ガウン等）を県内全ての診療・検査医療機関に必要数量を国と連携し配布。3 か月間の県備蓄は引き続き堅持。

Ⅱ 「社会経済の変容」 対策

1. 経済活動支援

- ・ G o T o キャンペーン事業の運用見直しについては、現時点での対応は別添のとおり。なお、現場の混乱回避のため、制限期間や解除要件などのルール明示を実施主体の国に要請。
- ・ 台湾、香港など現地での W e b によるプロモーション、現地旅行会社とのオンライン商談など、訪日回復に向けた取組みを促進。
- ・ 大手 E C サイトへの出店、海外バイヤーとのオンライン商談会、国内大手百貨店でのフェアなど、国内外へ県産品販売拡大を促進。
- ・ 岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークを設置し医療・福祉分野への進出を支援するなど、企業の新分野進出や事業転換を支援。

2. 雇用維持・就労支援

- ・ 岐阜県人材マッチングネットワーク協議会の設置や人材マッチングサイトの構築により、雇用維持が困難な事業者と人材不足の事業者との人材マッチングを支援。
- ・ 外国人に対応した職業訓練コースの新設やニーズの高い I T ビジネスに対応した職業訓練の拡充により、やむを得ず離職した外国人をはじめとする方々の早期再就職を支援。

3. アフターコロナを見据えた D X 推進

(D X : デジタルトランスフォーメーション)

- ・ D X 推進本部員会議を設置 (11 / 24) 。 オール岐阜での D X 推進協議会等で「県 D X 推進計画」策定に向け議論開始。
- ・ 「書面・押印・対面」の県行政手続きは、抜本的に見直し。
- ・ チャットボットによる行政相談、各種オンライン申請を行える仕組みを全県的に導入し、「効果を実感できる D X 」を推進。
- ・ 企業のスマートワーク支援、介護ロボット導入支援、スマート農業の全県展開、オンラインを活用した観光振興等、各分野における D X を積極的に推進。

4. 教育・文化活動

- ・教育活動における、オンライン授業など感染拡大時の対応準備
(※県立高校・特別支援学校は、84校に児童・生徒用端末40,007台を11月中旬から順次配備)
(※私立高校に対し14校8,107台(生徒用端末)の県補助金を交付決定し順次導入)
- ・文化、スポーツ等のイベントについては、国の指針に沿って、感染防止対策を徹底した開催・実施を継続的に支援

Ⅲ 「正しく恐れる」対策

『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』

感染拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念される。正しい知識を周知し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。県・市町村は学校、事業所、外国人県民、自治会に対し啓発広報の継続・徹底を行うほか、各分野で以下の対策を行う。

1. 学校における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも展開、各学校はマニュアルを作成。
- ・「人権週間（12/4～12/10）」を中心に、授業やLHR等においてコロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育を実施。

2. 事業所における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した初動対応の優良事例を参考にガイドラインを県が提示し、各事業所においてマニュアルを作成。

3. 外国人県民に関する対策

- ・外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口についてきめ細かく普及啓発を行う。
- ・チラシや動画など、多言語啓発ツールを作成（14言語対応）。

多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発

4. WEB・SNS対策

- ・新型コロナ人権侵害のネットパトロールを実施（11/10～）。
- ・人権侵害が疑われる案件は法務局へ通報（11/24 現在で8件）。

G o T o キャンペーンへの対応について（現時点）

1 G o T o イートについて

（1）人数制限について

- G o T o イート事業に限らず、会食の際の感染リスクの徹底回避のため、県民の皆様は、以下の点について積極的に呼びかけを行う。
 - ・ 「家族以外の大人数（5人以上）」の「飲食」を徹底回避。
 - ・ 食事の前後は必ず「マスク着用」、「手洗い」を徹底。
 - ・ 「体調がおかしい」と自覚したら会食を絶対ストップ。直ちに医療機関へ相談・受診。

（2）食事券等の制限について

- 現時点では、食事券の発行等の一時停止などの制限は求めない。ただし、今後の感染状況によっては、必要な制限を国（農林水産省）に要請する。
- 今後の検討に向けて、国（農林水産省）に対し、新規発行等を一時停止した場合の制限期間、解除要件、期間の延長、既に発行した食事券等の取扱いなどについて、明確なルールを示すよう求める。

2 G o T o トラベルについて

- 現時点では、本県を目的地とするG o T o トラベルの新規予約の一時停止などの制限は求めない。
当面は、県内宿泊施設をはじめとする観光事業者、来訪する旅行者の双方に対して、あらためて感染防止対策の徹底を求める。
- G o T o トラベル事業の一時停止対象となった地域への往来については、慎重に検討していただくとともに、特に、現地での会食については、感染リスクの回避を徹底していただくことを県民の皆様は積極的に呼びかける。
- 国（国土交通省）に対し、出発地の限定も含め、G o T o トラベル事業の明確なルールを示すよう求める。